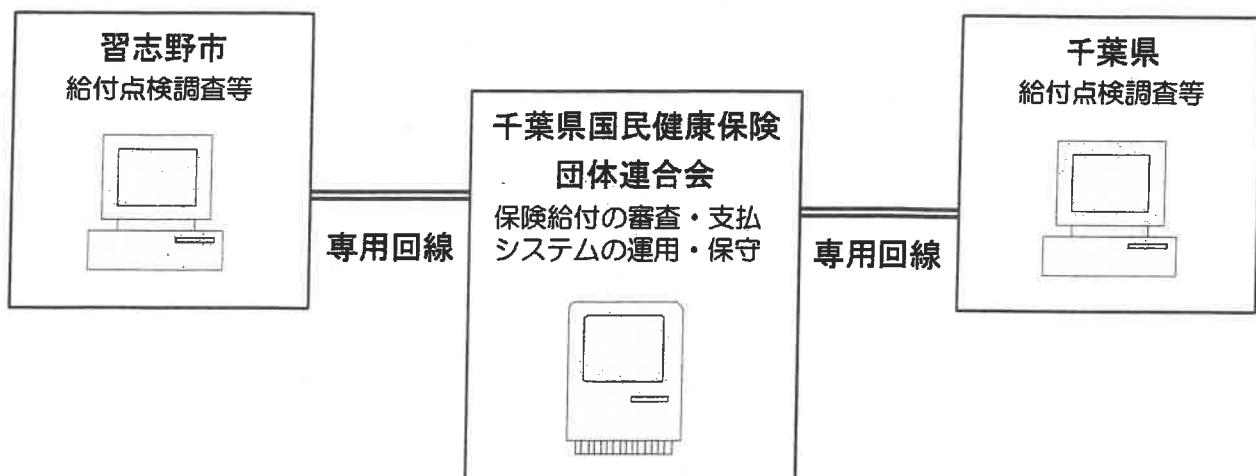
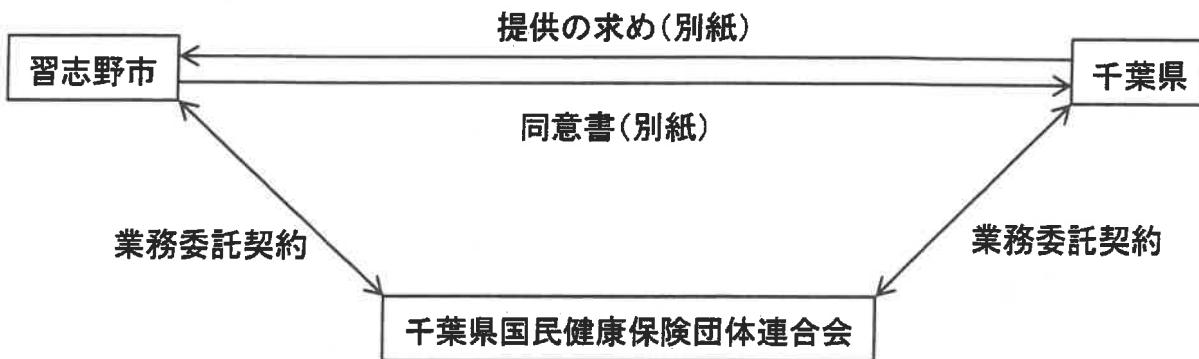


国民健康保険事務(保険給付等)オンライン結合に関する資料

1. 国保総合システムの運用イメージ



2. 個人情報取扱事務のイメージ



国民健康保険団体連合会とは…

国民健康保険法第83条に基づく公法人で、全国47都道府県ごとにそれぞれ設立されています。診療報酬の審査・支払を始め、保険者(都道府県・市町村・国民健康保険組合)の様々な事務を実施しています。

国民健康保険法(抜粋)

第7章 国民健康保険団体連合会
(設立、人格及び名称)

第83条 保険者は、共同してその目的を達成するため、国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)を設立することができる。

2 連合会は、法人とする。

3 連合会は、その名称中に「国民健康保険団体連合会」という文字を用いなければならない。

4 連合会でない者は、「国民健康保険団体連合会」という名称又はこれに類する名称を用いてはならない。

国民健康保険事務(保険給付等)オンライン結合に関する資料

習志野市個人情報保護条例では、原則としてオンライン結合による提供を禁止している。(第9条第2項)しかし、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、個人情報の保護のために必要な措置が講じられていると認められる場合、あらかじめ審議会の意見を聴いた上で、提供することができる。(第9条第2項、第3項)

習志野市個人情報保護条例(抜粋)

(平成10年12月24日 条例第22号)

(実施機関以外のものに対する提供の制限)

- 第9条 実施機関は、個人情報を実施機関以外のものに提供する場合において必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めるものとする。
- 2 実施機関は、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、個人情報の保護のために必要な措置が講じられていると認められる場合でなければ、通信回線による電子計算機その他の情報機器の結合(実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが隨時入手し得る状態にするものに限る。以下「オンライン結合」という。)により、個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。
- 3 実施機関は、オンライン結合により個人情報を実施機関以外のものに提供しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聽かなければならない。その内容を変更しようとするときも、同様とする。

習志野市個人情報オンライン結合の基準(抜粋)

第1 趣旨

この基準は、習志野市個人情報保護条例(平成10年条例第22号)第9条第2項の規定により実施機関がオンライン結合による個人情報の提供を行う場合において講じなければならない個人情報の保護のために必要な措置に関し、その基準を定めるものとする。

第4 実施機関の措置

実施機関は、オンライン結合による個人情報の提供を行う場合は、第5から第7までの基準を満たさなければならない。

○習志野市個人情報オンライン結合の基準との適合状況

習志野市個人情報オンライン結合の基準	国民健康保険事務のオンライン結合
<p>第5 必要性に関する基準 オンライン結合を行うことによって市民サービスの向上、住民負担の軽減になる等のオンライン結合を行う公益上の必要その他相当の理由が認められるこ。</p>	<p>都道府県は、国民健康保険法第75条の3の規定に基づき、保険給付の審査及び支払に係る情報の提供を市町村に求めることができる。また、市町村は、都道府県から情報提供の求めの通知があった場合、速やかに情報の提供を行うこととされている。 都道府県による情報提供の求めを実行たらしめるには、レセプト情報等を活用することが最も合理的な手法である。 (国通知より抜粋)</p>

習志野市個人情報オンライン結合の基準	国民健康保険事務のオンライン結合
第6 相手方の対応措置に関する基準 相手方に個人情報の保護のための制度が整備されているか、又は提供された個人情報を保護するために適切な措置が講じられていると認められること。	
(1)全般的措置に関する項目 相手方が電子計算機処理される個人情報に関して次の事項を定めた条例、規則、要綱等の規定を制定していること又は当該オンライン結合により提供される個人情報について次の事項を明記した覚書等を取り交わすこと。 ア 目的外の利用及び提供の禁止 イ 個人情報を取り扱う職員の責務 ウ 不要となった個人情報の確実な廃棄 エ その他個人情報の保護のために必要な措置	千葉県個人情報保護条例(抜粋) (平成5年2月18日 条例第1号) (正確性及び安全性の確保) 第9条第3項 実施機関は、保有する必要のなくなった個人情報を確實に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。 (利用及び提供の制限) 第10条第1項 実施機関は、個人情報(特定個人情報を除く。)を取り扱う事務の目的以外の目的のために個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。 (職員等の義務) 第14条 個人情報を取り扱う実施機関の職員又は職員であった者は、その職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
(2)管理的措置に関する項目 ①電子計算機の管理について、次のような適切な措置が講じられていること。 ア 電子計算機の管理責任者を定めること。 イ 電子計算機の使用状況を監視し、及び記録すること。	千葉県情報セキュリティ対策基準(抜粋) 5 組織体制・役割 (4)所属情報セキュリティ責任者 ア 各所属長を、所属情報セキュリティ責任者とする。 国保総合システムセキュリティ管理マニュアルに基づき、千葉県国民健康保険団体連合会においてログを出力・監視している。
②個人情報への不当なアクセスを防止するため、次のような措置が講じられていること。 ア 個人情報へのアクセスの資格を定めること。 イ アクセスの資格を確認するためのパスワード等が不正に使用されることがないような措置をとること。 (ア)パスワード等の管理者を指定すること。 (イ)依頼、承認手続きを明確にすること。 (ウ)有資格者が資格を失ったときは、直ちに資格を抹消すること。 (エ)パスワードを他人に知られる等の事故があったときは、直ちに無効とする手続を定めておくこと。 (オ)その他パスワードについては、次のような措置をとること。 ·適宜変更し、かつ、推測が困難なものとすること。 ·他人に教えないよう徹底すること。 ·書き留めておかぬよう徹底すること。	国保総合システムセキュリティ管理マニュアルに基づき、ユーザ毎のアクセス制御、パスワードの管理等について取り扱っている。 なお、パスワードの管理者は千葉県国民健康保険団体連合会で、依頼等に基づき変更等を実施する。

習志野市個人情報オンライン結合の基準	国民健康保険事務のオンライン結合
<p>第7 実施機関が講ずる技術的措置に関する基準</p> <p>オンライン結合を行うことにより個人情報の改ざん、滅失、き損及び漏えい等の危険が生じないようにするために、実施機関において、ハードウェア上及びソフトウェア上の適切な技術的措置が講じられていると認められること。</p> <p>(1) 不正アクセスの排除に関する項目 ファイルへの不正なアクセス制限を排除するための適切な技術的措置が講じられていること。</p> <p>① 無資格者によるアクセスを禁止するため、原則としてパスワード等が必要なシステムとすること。 ② パスワードが画面に表示されないようにすること。 ③ 通信回線は専用回線とするか、公衆回線とする場合は、接続する相手方を確認する機能を確保すること。 ④ 相手方のアクセスをデータの必要箇所のみに制限する機能を設けること。</p> <p>(2) 障害の予防及び回復に関する項目 ① 障害時のファイルの安全性を確保するために適切な措置が講じられていること。 ア 機器の能力及び容量を越えないように負荷状態を監視し、又は把握できる機能を設けること。 イ 更新が終わるまで同一のファイルに対する他のアクセスを禁止する機能を設けること。 ② 障害を速やかに回復するために適切な措置が講じられていること。 ア 回線の接続状況等システムの運転状況を把握する機能を設けること。 イ 定期的にデータのバックアップ及びバックアップ時以降の更新データを保存する等の措置を行い、障害発生時にはこれらのデータをもとに速やかにシステムを回復させる機能を設けること。</p>	
	<p>国保総合システムセキュリティ管理マニュアルに基づき、クライアント端末、業務アプリケーションともにログインの際にパスワード等が必要で、通信回線は専用回線としている。 また、千葉県の権限としては閲覧のみで、更新は行えない。</p> <p>国保総合システムセキュリティ管理マニュアルに基づき、千葉県国民健康保険団体連合会において負荷状態を監視するとともに、回線の接続状況等のログを出力・監視している。 また、千葉県の権限としては閲覧のみで、更新は行えない。 なお、千葉県国民健康保険団体連合会においてデータのバックアップを行っており、障害発生時には国保総合システム障害対策マニュアルに基づきデータリカバリを実施する。</p>